

保育所等訪問支援

についてご存じですか？

こんな事に困っていませんか？

友達とのトラブル

落ち着きがない

ことばが少ない

座ってられない



話を聞いていない



児童発達支援管理責任者の言語聴覚士と、
訪問支援員が園や学校に訪問し、
お子さんの困りごとを一緒に考えます

保育所等訪問支援とは、発育・発達に凹凸さのある児童が、年齢や障害特性に応じた訓練や支援を通われている保育園・学校など集団生活を営む場で受ける支援です。

こんなことができます！！

直接支援

お子様の困りごとを、触れ合いながら支援します



間接支援

園や学校などで、その子にあった支援や、かかわり方の工夫などを先生方と一緒に考えます



保育所等訪問支援

とは？

① 誰でも使えるの？どんな子が使えるの？

未就学児～小学校などの集団生活を伴う場所を利用しており、支援が必要とされた児童が対象です。障がい者手帳などの有無は問いません。必要に応じて医師の診断書等が必要です。就労していてもしていなくても、ご利用できます。

② どんなことをしてくれるの？

お友達と遊べない、集団で違うことをしてしまう、席を離れてうろうろしてしまう、先生の話の聞けていない、ことばが遅いなどお子さんの困っていることに対し、お子さま本人にとってわかりやすい伝え方や取り組みを先生方と相談し支援していきます。環境や状況が変化するときにも、今までの経過を含め、ご家庭や新しい担当の先生などとともにお子さまをサポートします。

③ どうやって利用できるの？

障がい福祉サービスの一環として利用できます。自治体の福祉課などに申請を行い、「受給者証」を発行してもらえれば、利用できます。詳しくは、自治体の福祉課、下記の事業所にご連絡ください。

手続きや保育所等訪問支援の内容など
ご質問やお困りのことがありましたらお気軽にお問い合わせください。
InstagramのDMからでも構いません。

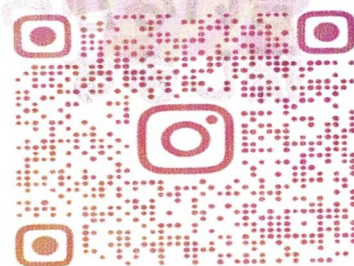
とーく高千穂

高千穂町大字三田井6175番地1

TEL：0983-73-0109

070-9334-3913

受付担当：佐藤



AFTER_SCHOOL.TALK